

# 事業報告書

## 事業の概要

平成19年度の主な事業を以下の通り報告します。

### 社員の異動状況と受託事件の動向

平成20年5月31日現在の社員の異動状況は、入会社員数が6名、業務廃止社員数が、5名であり、社員数は現在179名であります。

受託事件数については大口受託事件がなく、年々減少している傾向であります。予算状況の厳しい中での関係機関の深いご理解と社員のご努力に感謝申し上げます。

これらの詳細については、別紙に集計されております。

### 1 本人確認業務について

犯罪収益防止法が本年3月より施行されたことに伴い、栃木県司法書士会で臨時総会を踏まえて本人確認の徹底を図ってきたところでありますが、同法第4条に規定する本人確認について、顧客が国・地方公共団体である場合は、現に特定取引の任に当たっている国等に職員の本人確認をすることになるとのことです。

### 2 公益法人制度改革に伴う動きについて

新たな公益法人制度への移行を図る目的で、認定等に関する説明会等の情報を得て、これらに参加すべく主催者の栃木県に参加申込みをしてきましたが、これらの説明会は都道府県所管の公益法人向けの説明会であり、国所管の法人は対象外と言うことで参加できませんでした。

法務省における説明会については、官房秘書課にて開催を検討中とのことですので、連絡があれば参加したい。

### 3 国土交通省（宇都宮国道工事事務所・湯西川ダム工事事務所）

#### との打ち合わせについて

業務委託契約、懸案事項の処理方法についての協議を求められ、担当理事が対応しました。

国土交通省に限らず、数年来の未処理案件があり、早期処理に苦慮している実情であり、事件を受託された場合の迅速処理に担当理事・社員各位のご理解をお願いします。

#### 4 次年度以降の対応

公益法人改革関連法が本年12月に施行されることを受けて情報収集に当たっていますが、具体的な情報が収集出来ない状ですが、本月25日に開催の全国公共嘱託登記司法書士協会協議会総会に合わせて公益法人認定研修会が開催されますので、最新情報が収集出来るものと期待しています。

公共嘱託登記司法書士協会が同制度に定める公益性の認定を取得し、組織を継続するにはどうするか、どのような組織で形成していくか、社員の皆様の更なるご支援をお願いし、事業報告とさせていただきます。